



2022年6月13日

各 位

会 社 名 H a m e e 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 水 島 育 大  
(コード番号：3134 東証プライム)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 高 橋 一 平  
(TEL. 0465-42-9181)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年6月13日付の会社法第370条による決議（取締役会の決議にかわる書面決議）によって、「定款一部変更の件」を当社の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 機関設計の変更

コーポレートガバナンス・コードに即したガバナンス体制の構築と権限委譲による意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度導入の準備

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 増員により、又は補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、<u>他の在任取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ <u>当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、<u>取締役会の決議によって取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役</u></p>

現行定款	変更案
<p>長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p><u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、<u>取締役社長1名</u>を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第25条 (省略) ② <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 (現行どおり) ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> 第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役<u>及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規則) 第29条 (省略)</p>	<p>(取締役会規則) 第30条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第31条 (省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u>  (<u>監査役及び監査役会の設置</u>) 第32条 当社は<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u>  (<u>監査等委員会の設置</u>) 第33条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	(削 除)
<p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削 除)
<p>(監査役の解任決議の要件)</p> <p>第35条 監査役の解任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残存期間と同一とする。</p>	(削 除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第41条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第42条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</u></p>	(削 除)
<p>第44条～第46条 (省略)</p>	<p>第38条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第48条～第52条 (省略)</p>	<p>第42条～第46条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 <u>当社は、第24回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第24回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>による変更前の定款第43条第2項の定めるところによる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>1 第24回定時株主総会終結前の定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および本定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第24回定時株主総会終結前の定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日

2022年7月28日（木）

定款変更の効力発生日

2022年7月28日（木）

以 上